（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に ☑ すること。

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

（ふりがな）すずきみか　こうえんかい

1　政治団体の名称　鈴木みか後援会

〒１３６－００７２

2　主たる事務所の所在地　東京都江東区大島1-2-1
サンライズタワー3306

3　代表者の氏名　鈴木　美香

4　会計責任者の氏名　松岡　登志子

5　令和　7　年分

活動区域の区分
東京都内

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第１９条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等　鈴木美香
公職の種類等　衆議院議員　（現・候）

団体コード	0 3 4 0 3 1 9 9 2 0 0 1 1 1
前年繰越額	611,459 円

事務担当者の氏名　松岡　登志子

電話番号　03-3508-7074

資金管理団体の指定の有無
☑ 有　☐ 無
↓は有の場合のみ記載すること
公職の種類　衆議院議員　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名　鈴木美香

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合

100670

6065号
8.6.17
東京都選挙管理委員会
事務局

（※）資金管理団体の指定の期間
年　月　日から
年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年　月　日から
年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その２)

収　支　の　状　況

都　団　体　用

項　　目	金　　額
Ⅰ 収　入　総　額　(1)～(2)の計	736,506
(1) 前年からの繰越額	611,459
(2) 本年の収入額　１～６の計	125,047
1 個人の負担する党費又は会費	
(党費又は会費を納入した人の数)	人
2 寄附　(1)～(2)の計	124,000
(1) 寄附の区分　ア～ウの計	124,000
ア 個人からの寄附	124,000
(うち特定寄附)	
イ 法人その他の団体からの寄附	
ウ 政治団体からの寄附	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	
(2) 政党匿名寄附	
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
(1) (３のうち特定パーティーの対価に係る収入) (1000万円以上の政治資金パーティー)	
(2) (３のうち政治資金パーティーの対価に係る収入) (1パーティーで1人２０万円超の支払)	
((2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	
4 借　入　金	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
6 その他の収入　(1)～(2)の計	1,047
(1) 10万円未満のものの計	1,047
(2) 10万円以上のものの計	

項　　目	金　　額
Ⅱ 支　出　総　額　１～２の計	283,490
1 経常経費の合計　(1)～(4)の計	0
(1) 人　件　費	
(2) 光　熱　水　費	
(3) 備品・消耗品費	
(4) 事　務　所　費	
2 政治活動費の合計　(1)～(6)の計	283,490
(1) 組　織　活　動　費	8,010
(2) 選　挙　関　係　費	280
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費　ア～エの計	158,400
ア 機関紙誌の発行事業費	
イ 宣伝事業費	158,400
ウ 政治資金パーティー開催事業費	
エ その他の事業費	
(4) 調　査　研　究　費	116,800
(5) 寄附・交付金	
(6) その他の経費	

備　考

Ⅲ 翌年への繰越額　(Ⅰ－Ⅱ)	453,016

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計		
１件１０万円未満のもの	1,047	
合　　計	1,047	

（注１）１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。
（注２）「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	①個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
高杉　昌美	100,000	R7/10/24	東京都狛江市岩戸北 3－8－1－303	会社員	
この頁の小計	100,000				
その他の寄附	24,000				
合計	124,000				

（注１）同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
（注２）同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
（注３）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
（注４）同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。
（注５）政治団体からの寄附のうち、国会議員関係政治団体からの寄附については、備考欄に「国会議員関係政治団体」と記載してください。（寄附を受けた政治団体が政党や国会議員関係政治団体を除く）

（その15）

(3) 政治活動費の内訳　↓（1～9のいずれかに○をつけてください）　↓（費目ごとに適宜小分類して記入）

項目別区分	①組織活動費　2. 選挙関係費　3. 機関紙誌の発行事業費　4. 宣伝事業費　5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費　7. 調査研究費　8. 寄附・交付金　9. その他の経費	項目別区分小分類 ※記入必須	組織対策費

支出の目的	金額（十億／百万／千／円）	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計					
その他の支出	8,010				
合計	8,010				

（注1）　5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注2）　国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注3）　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最後の頁に記載してください。
（注4）　費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳　↓（1～9のいずれかに○をつけてください）　↓（費目ごとに適宜小分類して記入）

項目別区分	1. 組織活動費　(2) 選挙関係費　3. 機関紙誌の発行事業費　4. 宣伝事業費　5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費　7. 調査研究費　8. 寄附・交付金　9. その他の経費	項目別区分小分類 ※記入必須	選挙活動費

支出の目的	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計					
その他の支出	280				
合計	280				

（注１）　５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最後の頁に記載してください。
（注４）　費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳　↓（1～9のいずれかに○をつけてください）　↓（費目ごとに適宜小分類して記入）

項目別区分	1. 組織活動費　2. 選挙関係費　3. 機関紙誌の発行事業費　④ 宣伝事業費　5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費　7. 調査研究費　8. 寄附・交付金　9. その他の経費	項目別区分小分類 ※記入必須	宣伝活動費

支出の目的	金額（十億／百万／千／円）	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
ポスター利用料	158千 400円	7 12 31	イチニ株式会社	渋谷区神宮前1-1-11	
この頁の小計	158400				
その他の支出					
合計	158400				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最後の頁に記載してください。
（注４）費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	調査研究費(研修等)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
セミナー代	38,800	R7.1.21	株式会社コミティッド	調布市仙川町1－23－5	
研修費	60,000	R7.11.8	参政党	港区赤坂3－4－3マカベビル5F	
研修費	18,000	R7.12.1	参政党	港区赤坂3－4－3マカベビル5F	
この頁の小計	116,800				
その他の支出					
合計	116,800				

（注１） ５万円以上の支出は全て個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出は全て個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
（注４） 項目別区分ごとに別葉にしてください。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☑　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☐　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

☐　4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

2026　年　6　月　17　日

政治団体の名称　　鈴木みか後援会

会計責任者の氏名　　松岡　登志子　　㊞

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　㊞

（注１）　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）　「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）　国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和８年６月16日

鈴木みか後援会

代表　鈴木美香　殿

登録政治資金監査人　渡辺隆明

登録番号　　第6212　号

研修終了年月日　令和６年１１月１８日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という）第１９条の13第１項の規定に基づき、鈴木みか後援会の令和７年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴しがたかった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」に基づきおこなった。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴しがたかった支出の明細書、振込明細書および振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断したことにより、鈴木みか後援会の主たる事務所ではなく、衆議院第二議員会館１１１１号室衆議院議員鈴木美香の国会事務所

において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該帳簿を備えていた。

（3）　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴しがたかった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

鈴木みか後援会と私の間には、法第19条の13第5項規定に違反する事実はない。

以上